

議案第89号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保育所の項中大阪市立大国保育所の項、大阪市立福保育所の項、大阪市立あすか保育所の項、大阪市立北中本保育所の項、大阪市立東生野保育所の項及び大阪市立三明保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1 保育所の項中大阪市立福保育所の項及び大阪市立北中本保育所の項を削る改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大国保育所ほか5施設を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表第1（第1条関係）

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	<u>大阪市立大国保育所</u>	<u>大阪市浪速区大国2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立福保育所</u>	<u>大阪市西淀川区福町2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立あすか保育所</u>	<u>大阪市東淀川区東中島3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立北中本保育所</u>	<u>大阪市東成区中本4丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立東生野保育所</u>	<u>大阪市生野区新今里7丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立三明保育所</u>	<u>大阪市阿倍野区三明町1丁目</u>
	省	略
省		略